

地域密着型サービス整備事業者選定報告書

令和6年11月7日

地域密着型サービス整備事業者の選定に係る

生駒市プロポーザル審査委員会

1 経緯

第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス整備事業者の公募を行った。

選定にあたっては、地域密着型サービス整備事業者の選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を立ち上げ、応募者から提出された申請書類による審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行った。

今般、審査委員会の審査が終了し、選定を行ったので、審査結果を報告する。

2 応募団体数

認知症対応型共同生活介護

1 事業者

3 選定経過

(1) 第1回審査委員会（令和6年8月22日）

生駒市プロポーザル審査委員会条例に基づき、委員の互選により委員長を選出した。

また、公募要領及び関係資料並びに審査評価基準について審議し、整備事業者を1事業者選定し、指定の際には介護保険運営協議会に諮問することとした。選定については、最低基準点を委員の持ち点を合計した平均点の6割とし、6割に満たなかった場合は対象外とすると決定した。

(2) 第2回審査委員会（令和6年11月7日）

認知症対応型共同生活介護の応募1事業者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、書類審査を踏まえて委員による意見交換、審議を経て、審査委員会として最終的な評価を行った。

(3) 審査結果

認知症対応型共同生活介護には、最低基準点を満たさなかったため、候補となる事業者を選定することはできなかった。

4 総評

選定した事業者は、審査基準とした、①施設運営理念等、②法人の適格性、③施設運営の確実性、④施設・設備等、⑤事業運営、⑥その他の項目による評価（平均）で、実施事業者として適当ではないと判断した。

なお、評価項目及び配点並びに応募事業者の評価（平均）は次の表のとおりである。

評価項目及び配点並びに応募事業者の評価の平均

認知症対応型共同生活介護

評価項目	配点	評価(平均) A事業者
(1) 施設運営理念等	20点	9.9点
(2) 法人の適格性	15点	10.6点
(3) 施設運営の确实性	10点	4.6点
(4) 施設・設備等	10点	7.0点
(5) 事業運営	35点	17.1点
(6) その他	10点	5.1点
	100点	54.3点